

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成30年11月5日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
小本浜加入区	小本浜漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により専らえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業	小本浜漁業協同組合、田老町漁業協同組合及び宮古漁業協同組合の地区	小本浜漁業協同組合、田老町漁業協同組合及び宮古漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁業
		2 1以外の総トン数10トン未満の漁船により主としてえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業			2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業
		3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業			3 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業
		4 1から3まで以外の総トン数10トン未満の漁船漁業			4 定置漁業
		5 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業（以下「沖合底びき網漁業」という。）及び定置漁業			5 雑魚磯建網等漁業
6 雑魚磯建網等漁業					
田老町宮古加入区	田老町漁業協同組合及び宮古漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁業			
		2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業			
		3 沖合底びき網漁業			
		4 定置漁業			
		5 雑魚磯建網等漁業			
[略]			[略]		
広田町加入区	陸前高田市広田町	1 総トン数10トン未満の漁船漁業	広田湾加入区	広田湾漁業協同組合	1 総トン数10トン未満の漁船漁業

	<u>の区域</u>	<u>2 小型さんま棒受網漁業</u> <u>3 2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び定置漁業</u> <u>5 雑魚磯建網等漁業</u>		<u>合の地区</u>	<u>2 棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</u> <u>3 2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>4 定置漁業</u> <u>5 雑魚磯建網等漁業</u>
<u>小友加入区</u>	<u>陸前高田市小友町の区域</u>	<u>1 総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>3 定置漁業</u> <u>4 雑魚磯建網等漁業</u>			
<u>米崎町加入区</u>	<u>陸前高田市米崎町の区域</u>	<u>1 総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>2 定置漁業</u> <u>3 雑魚磯建網等漁業</u>			
<u>高田町加入区</u>	<u>陸前高田市高田町及び気仙町の区域</u>	<u>1 総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>2 定置漁業</u> <u>3 雑魚磯建網等漁業</u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。					